

受付日

令和8年度分（令和7年分所得）

市民税

申告書

伊丹市長 宛 年 月 日 提出	フリガナ	生 年 月 日	個人番号											
	氏名	明・大・昭・平・令 年 月 日	業種又は職 世帯主 の氏名	電話番号										
	現住所			世帯主との続柄								代理人の氏名		

			A 収 入 金 額		B 必要経費（専従者給与額を含む。）		C 青色申告特別控除額		所得金額（A－B－C）			
収 入 金 額 及 び 所 得 金 額	事 業	営 業 等	ア	円		円		円	(1)	円		
		農 業	イ					(2)				
		不 動 産	ウ					(3)				
		利 子	エ					(4)				
		配 当	オ					(5)				
		給 与	カ					(6)				
	雑	公的年金等	キ					(7)				
		業 務	ク					(8)				
		そ の 他	ケ					(9)				
			A 収 入 金 額		B 必要経費		C 差引金額（A－B）		D 特別控除額		所得金額（C－D）	
総 合 譲 渡		短 期	コ	円	円	ス	円	円	タ	円		
		長 期	サ			セ			チ			
	一 時	シ			ソ			ツ				
		総 合 譲 渡 ・ 一 時 [タ ＋ ｛（チ＋ツ）×1／2｝]									(10)	円
所 得 の 合 計									(11)	円		

控除・同 生計 配偶者 特別	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	障害の程度
		明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級
	個人番号	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整	
	合計所得金額	(20)	円 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

配偶者特別控除を受ける場合のみご記入ください。↑

扶 養 控 除 ・ 特 定 親 族 特 別 控 除	フリガナ 氏 名	続 柄	生 年 月 日	障害の程度	控 除 額	
			明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級	万円	
	個人番号		☐ 特親 ☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整	明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級	万円
16 （ 控 除 対 象 の 扶 養 親 族			明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級	万円	
	個人番号		☐ 特親 ☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整	明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級	万円
			平・令 年 月 日	身・療・精 級		
2			平・令 年 月 日	身・療・精 級		
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整	平・令 年 月 日	身・療・精 級	
			平・令 年 月 日	身・療・精 級		
3			平・令 年 月 日	身・療・精 級		
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整	平・令 年 月 日	身・療・精 級	
			平・令 年 月 日	身・療・精 級		

点線以下は職員記入欄です。

宛 名 番 号					配偶者控除 控配 老配 一般 特定 老人 同老 普障 特障 同障								年少	同一
					本人該当事項 未成 普障 特障 寡婦 理由 ひ親 勤学 配専 控専								調整	
審査		入力		受付										

所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除	(12)	円
	小規模企業 共済等掛金控除	(13)	
	生命保険料控除	(14)	
	地震保険料控除	(15)	
	寡婦、ひとり親控除	(T)	
	勤労学生、 障害者控除	(U)	
	配偶者控除	(V)	
	配偶者特別控除	(16)	
	扶 養 控 除	(W)	
	特定親族特別控除	(17)	
	基 礎 控 除	(X)	
小 計	(Y)		
雑 損 控 除	(18)		
医療費控除	区分 ☐	(19)	
合 計	(Z)		

セルフメディケーション税制の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「√」と記入してください。

旧 生 命 保 険 料	a	円
新 生 命 保 険 料	b	
介 護 医 療 保 険 料	c	
旧 個 人 年 金 保 険 料	d	
新 個 人 年 金 保 険 料	e	
地 震 保 険 料	f	
旧 長 期 損 害 保 険 料	g	

令和8年度分

市民税・県民税申告書受付証

様

受付日付印

市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書の発送は6月10日頃を予定しています。

令和8年度（令和7年分）市民税・県民税の申告について

市税につきまして、平素よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和8年度の市民税・県民税（住民税）は、令和7年中の所得等により計算され、令和8年1月1日に居住していた市区町村で課税されます。市民税・県民税額を正しく計算するためには、市民税・県民税の申告が必要です。で、別紙の「令和8年度 市民税・県民税申告書の書き方」を参考に市民税・県民税申告書を作成してください。

◆申告をしなければならない人

- 令和8年1月1日現在、伊丹市に居住している人
ただし、(ア)～(オ)に該当する人は申告の必要はありません。
(ア)所得が全くない人（注1）
(イ)個人の市民税・県民税がかからない人（注1）
(ウ)所得が給与所得のみの人で、勤務先から伊丹市に対して給与支払報告書が提出されている人
(エ)所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、年金の支払者から伊丹市に対して公的年金等支払報告書が提出されている人（注2）
(オ)税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- 伊丹市に居住していない人で、伊丹市に事務所・事業所又は家屋敷のある人

（注1）申告する必要がある場合であっても、保育所入所及び就学援助申請手続・公営住宅の申請・扶養の認定・国民健康保険税の算定などのために**所得（がないこと）の申告や非課税証明書が必要な人**は申告が必要です。
（注2）年金から天引きされるもの以外に社会保険料控除や生命保険料控除があるなど、申告が必要になる場合もあります。

令和8年度課税（非課税）証明書の交付申請の受付開始は6月10日頃を予定しています。

◆個人の市民税・県民税がかからない人

個人の市民税・県民税は、一定の額を負担していただく**均等割**と、前年の所得に応じて負担していただく**所得割**があります。

- 均等割、所得割ともにかからない人（非課税）**
＊生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
＊障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に当てはまり、令和7年の合計所得金額【申告書表面の(11)の欄】が、135万円以下の人
＊令和7年の合計所得金額【申告書表面の(11)の欄】が、35万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数)＋31万円以下の人〔同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は45万円以下〕
- 所得割だけがかけられない人（均等割のみ課税）**
＊令和7年の総所得金額等【申告書表面の(11)の欄】が、35万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数)＋42万円以下の人〔同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は45万円以下〕

◆森林環境税

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度以降、森林環境税が導入されています。同税は国税ですが、賦課徴収の便宜を考慮し、市が個人の市民税・県民税の均等割とあわせて年額1,000円を賦課徴収します。

◆申告をする時に必要なもの

- 【個人番号・本人確認書類】
個人の市民税・県民税の申告手続では、個人番号（マイナンバー）を記載していただく必要があります。
なりすまし等を防ぐため法令等に基づき、次の①②いずれかの書類のご提示をお願いいたします。
- 個人番号（マイナンバー）カード
 - 通知カード（記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している通知カードに限りです。）又は、マイナンバーの記載のある住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明書、及び身元確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療保険の資格確認書など）
- 【各種所得・控除を証明する資料】
・所得の証明となるもの（令和7年分の源泉徴収票・給与支払明細書など）
・社会保険料控除〔国民健康保険の保険税（料）・国民年金の保険料・介護保険の保険料など〕、生命保険料控除、地震保険料控除及び平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料控除がある場合は、その領収書又は証明書
・雑損控除（災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合に該当する所得控除）がある場合は、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類
- ◆郵送でも申告ができます。全て記載できない場合は、氏名・個人番号（マイナンバー）・連絡先・扶養親族を記載の上、上記資料（①及び②については、コピー※）を同封してください。
- ※公的医療保険の資格確認書については、被保険者等記号・番号等にマスキング（目隠し）を施してください。

(1) 営業等の所得	販売業、飲食業、サービス業、 外交員、大工、左官など	収入金額－必要経費
(6) 給 与 所 得	パート・アルバイトなどによ る収入を含む	収入金額－給与所得控除額
(7),(8),(9) 雑 所 得	キ 公 的 年 金 等	公的年金等収入額－公的年金等控除額
	ク 業 務	収入金額－必要経費
	ケ そ の 他	

Tax Exemption for Dependents Living Overseas

国外居住親族について扶養控除等の適用を受けようとする居住者には、下表のとおり、その国外居住親族の年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を申告時に提出又は提示する必要があります。

		確認書類
30歳以上70歳未満	30歳未満又は70歳以上	親族関係書類 送金関係書類
	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	親族関係書類及び留学ビザ等書類 送金関係書類
	②障害者	親族関係書類 送金関係書類
	③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	親族関係書類 38万円送金書類
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)

市民税・県民税の課税総所得金額等が200万円以下の人】
次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②市民税・県民税の課税総所得金額等

【市民税・県民税の課税総所得金額等が200万円超の人】

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②市民税・県民税の課税総所得金額等から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控 除 の 種 類	金 額		
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者 控 除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者 控 除	一 般 5万円	4万円	2万円
寡婦控除	1万円		老 人 10万円	6万円	3万円
ひとり親 控	父 1万円 母 5万円	扶養控除	一 般 5万円	老人	10万円
勤労学生控除	1万円		特 定 18万円	同 居 老親等	13万円
なお、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合には、調整控除は適用されません。					

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市 財政基盤部 税務室 市民税課
T E L (072) 784-8022 (直通)
F A X (072) 784-8029

(12) 社会保険料控除	国民健康保険、その他の健康保険、国民年金、介護保険などの掛金がある場合 (全額)	計算方法は(申告書の書き方)に記載しています。
(13) 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金、個人型又は企業年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)又は心身障害扶養共済掛金の支払額がある場合 (全額)	
(14) 生命保険料控除	生命保険契約等の保険料又は掛金がある場合	
(15) 地震保険料控除	地震保険及び平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険について支払った保険料がある場合	
(18) 雑損控除	災害や盗難、横領に遭い、損失が生じた場合	
(19) 医療費控除	治療などのために医師等に支払った医療費がある場合	
(T) ひとり親控除	次の①～③の全てに該当する人……………30万円 ①現に婚姻をしていない*又は配偶者の生死が不明 ②扶養親族である子をもっている ③前年の合計所得金額が500万円以下	
(T) 寡婦控除	ひとり親に非該当かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人で次のいずれかに該当する人……………26万円 ①夫と離婚した後、婚姻をしておらず*、子以外の扶養親族を有している ②夫と死別した後、婚姻していない*又は夫の生死が不明である	
(U) 障害者控除	納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合1人につき……………26万円 ただし、その者が特別障害者である場合……………30万円 同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者であり、納税義務者、その配偶者又は納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合……………53万円	
(U) 勤労学生控除	納税義務者が法令に規定する学校の学生・生徒で合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下である場合……………26万円	
(V) 配偶者控除	生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合(詳細は申告書の書き方をご参照ください)	
(16) 配偶者特別控除	扶養親族が16歳以上19歳未満である場合……………33万円 扶養親族が19歳以上23歳未満である場合……………45万円 扶養親族が23歳以上70歳未満である場合……………33万円 扶養親族が70歳以上である場合……………38万円 扶養親族が70歳以上で、かつ納税義務者又はその配偶者の直系尊属で同居を常況としている場合……………45万円	
(W) 扶養控除		
(17) 特定親族特別控除	生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等を有し、その親族等の前年の合計所得金額が58万円超123万円以下である場合(詳細は申告書の書き方をご参照ください)	
(X) 基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下である場合……………43万円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である場合……………29万円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である場合……………15万円 合計所得金額が2,500万円超である場合……………控除適用なし	

（アルバイト・パート勤務等により、賃金・報酬の
支払を受けていた人で、源泉徴収票のない人は記入
してください。）

勤 務 先	名 称				
	所在地				
	電話番号				
月 別	収 入	月 別	収 入		
1 月	円	7 月	円		
2 月		8 月			
3 月		9 月			
4 月		10 月			
5 月		11 月			
6 月		12 月			
賞与（ボーナス）等				円	
合 計					

配当所得の種類	支払者の名称及び法人番号又は所在地	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

非課税所得など			円
損益通算の特例適用 前の不動産所得			
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額（白）	円
前年中の 開（廃）業	月 日 開始・廃止		
事業所等 所在地			

☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

	フリガナ 氏 名	個 人 番 号	住 所	国 外 居 住
1				☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
2				☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払

都道府県・市区町村分 (特例控除対象)		円
兵庫県共同募金会、日赤兵庫県支部、 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	兵庫県	
	伊丹市	

維持 損除	損害金額 (A)		円	保険金などで 補てんされる 金額(B)		円	差引損失額(A-B) のうち災害関連支出 の金額		円	
医療費 控除	支払医療費		円	保険金などで 補てんされる 金額		円			円	
	☐ 通常の医療費控除 ☐ セルフメディケーション税制 (いずれかを選択してチェックしてください。)									
	小規模企業共済等掛金控除			支払掛金の計						円
社会保 険料 控除	源泉徴収票記載 の社会保険料		円	国民年金 保険料の計						円
	国民健康 保険税(料)の計			介護保険料の計						
	後期高齢者 医療保険料の計									
生命保 険料 控除	新生命保険料の計		円	新個人年金 保険料の計					円	
	旧生命保険料の計			旧個人年金 保険料の計						
	介護医療 保険料の計									
地震保 険料	地震保険料の計		円	旧長期損害 保険料の計					円	
本人該 当事項	☐ 寡婦控除 １．死別 ２．離婚 ３．生死不明 ４．未帰還			☐ ひとり 親控除		☐ 勤労学生控除 (学校名)				
	☐ 障害者控除 身体・療育・精神 級 障害者控除対象者認定書により（障害者・特別障害者）の認定を受けている									

フリガナ 氏 名										生 年 月 日			続 柄	
										明・大・昭・平・令				
										年 月 日				
個人番号										従事 月数				
専従者給与 (控除)額		円								青色申告の承認				有 ・ 無

住宅借入金等特別控除可能額	
居 住 開 始 年 月 日	年 月 日
住宅借入金等特別控除区分	

フリガナ				続柄		生年月日	明・大・昭・平・令			
氏名							柄	年 月 日		
個人番号										
特別障害者に該当する場合	身・療・精	級	別居の場合の住所							